

公告文

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和2年7月20日

江差町長 照井 誉之介

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 事業名

「江差町立小・中学校情報通信ネットワーク環境整備工事」

(2) 事業の目的及び内容

GIGA スクール構想にて求められている校内 LAN 環境を実現するため、文部科学省が示す「GIGA スクール構想の実現標準仕様書」や「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づくことに加え、北海道教育委員会が示す「道立学校教育情報通信ネットワーク環境整備工事要求仕様書」等を参考に、町立小・中学校への校内 LAN 環境及び充電保管庫（電源キャビネット）の整備並びに別途整備する一人に一台の端末の設定を通じ、校内情報通信環境の改善を図り、ICT を適切に活用した教育活動による「主体的・対話的で深い学び」を実現することのできる教育環境を整える。

(3) 契約方法 設計・施工一括発注方式（公募型プロポーザル）

(4) 契約期間 契約締結日から令和3年2月25日（木）まで

(5) 履行場所 江差町立江差小学校（江差町字本町 170 番地）他 4 校

(6) 提案上限額 34,340,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

設計・施工一括発注方式公募型プロポーザルに参加しようとする者は、江差町の競争入札参加資格を有する者とし、かつ、複数企業等（法人及び個人を含む。）による連合体（以下「コンソーシアム」という。）として、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 共通要件

ア 構成員の少なくとも1者が、町内に本店を有する会社、町内に主たる事務所を有する法人（会社を除く。）又は町内に住所を有する個人を含むこと。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の江差町競争入札参加資格の再審査結果を有していること。

エ 江差町競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成13年4月1日付け建設第17号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等により、町が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

カ 国税及び地方税を滞納している者でないこと。

キ コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

(2) コンソーシアムには、次の要件を満たす者を構成員として加えなければならない。

ア 発注工事に対応する平成31年北海道告示第6号又は令和2年北海道告示第13号に規定する「電気工事」の資格及び建設業法（昭和24年法律第100号）における「電気通信工事業」の許可を有すること。

イ 電気工事においては、北海道競争入札参加資格関係事務取扱要領（昭和48年4月2日付け局総務112号）別表第2第4の3に規定する工事予定価格に応じた電気工事B等級以上に格付けされている者であること。

ウ 建設業法第26条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者若しくはこれと同等以上の資格を有している者を専任で配置できること。

エ 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。

オ 工事の設計経験を有する設計担当技術者を配置できること。

カ 過去 10 年以内に大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は小中学校の情報通信ネットワークに関する設計、構築、運用等のプロジェクトを請け負った経験があること。

3 企画提案書及びヒアリングの評価基準

提出された企画提案書の内容についてヒアリング審査を行う。

なお、ヒアリング実施日時等については、別途通知する。

- (1) 事業の実施方針及び手法
- (2) 事業担当者の経験及び能力
- (3) 企画提案の内容
- (4) その他必要と認める事項

4 手続

(1) 担当課

〒043-8560 北海道檜山郡江差町字中歌町 193 番地 1

江差町教育委員会 学校教育課 担当：岸田

電話 0139-52-1059（直通）

Fax 0139-52-0234

- (2) 告示 令和 2 年 7 月 2 0 日（月）
- (3) 質疑受付期間 令和 2 年 7 月 2 0 日（月）～ 7 月 2 7 日（月）午後 3 時まで
- (4) 質疑回答 令和 2 年 7 月 3 0 日（木）
- (5) 現地視察 令和 2 年 8 月 3 日（月）実施予定
- (6) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次の(ア)から(ウ)に定めるところにより、参加表明書を提出し、上記 2 に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければなりません。

(ア) 提出期間 令和 2 年 7 月 2 0 日（月）～ 8 月 3 日（月）正午まで

(イ) 提出場所 (1)に同じ

(ウ) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）による。

イ 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

(7) 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

(ア) 提出期間 令和 2 年 8 月 7 日（金）～ 8 月 2 0 日（木）午後 3 時（必着）

(イ) 提出場所 (1)に同じ

(ウ) 提出方法 持参による。

(8) 見積書の提出

上記の企画提案書の提出に併せ、見積書を提出すること。

(ア) 価格提案見積書

(イ) 価格提案見積内訳書

(9) ヒアリング審査 令和 2 年 8 月 2 6 日（水）

(10) 審査結果通知 令和 2 年 8 月 2 8 日（金）予定

5 提案の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加要件を満たしていない場合または満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 不正と認められる行為があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 提案上限額を上回る金額で見積を行った場合

6 受注候補者の選定方法

- (1) あらかじめ定めた審査基準及び審査方法に基づき、江差町立小・中学校情報通信ネットワーク環境整備工事プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）が提出された提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「受注候補者」という。）を選定する。

- (2) 審査会の審議は非公開とする。
- (3) 基準点は450点(75点×審査委員6人)とする。全ての提案者の提案内容が基準点に満たない場合は、受注候補者なしとしプロポーザルを流会とする。
- (4) 受注候補者は、審査委員全員の合計得点の最高得点者とする。ただし、基準点を満たしていること。
- (5) 総合順位において、複数の提案者が第1位となった場合は、審査委員毎に第1位としたものが最も多い提案者を基本として、協議により受注候補者を特定する。なおも同点の場合は、多数決により特定する。
- (6) 受注候補者が契約を履行できない何らかの事由が生じた場合、次順位以下となった提案者のうち、評価等が上位であった者から順に、事業についての交渉を行うものとする。

7 契約

選定された受注候補者と契約に向けた事務を進める。ただし、受注候補者が契約を履行できない何らかの事由が生じた場合は、次順位以下となった提案者のうち、評価等が上位であった者を新たな受注候補者とし、契約に向けた事務を進める。

8 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 契約書作成の要否
否
- (3) 契約保証金
契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付するものとする。なお、契約保証金の納付の免除については、江差町財務規則第139条の定めるところによる。
- (4) 前払い
契約を締結したコンソーシアムは、公共事業の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社と、工期の完成期限を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約を締結し、その保証証書を提出することにより、契約金額の100分の40に相当する額の範囲内で前払いを受けることができる。
- (5) 概算払
概算払はしない。
- (6) 部分払
部分払はしない。
- (7) 性能の保証等
工事関連業については、契約締結後に工事に係る詳細設計を行い、詳細設計に基づき工事を行うものとする。このため、契約を締結するコンソーシアムは、工事における施工責任及び性能保証責任を負うものとする。
- (8) 関連情報を入手するための照会窓口
4(1)に同じ。
- (9) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (10) 審査結果及び受注候補者名は、公表する。
- (11) 契約の履行
 - ア この契約に係る監査又は検査の際に、提案書による性能、機能、技術等の提案内容のとおり履行されていないときは、町の請求により提案内容のとおり修補又は再履行しなければならない。
 - イ 提案内容のとおり修補又は再履行が困難であると認められるとき又は合理的でないと認められるときは、アに規定する修補又は再履行に代えて、契約金額から提案内容の不履行部分に相当する額を減額し、若しくは提案内容の不履行による損害賠償を請求し、又は契約金額から提案内容の不履行部分に相当する額を減額するとともに提案内容の不履行による損害賠償を請求することがある。